- \Diamond 定稿版で、一般への公開用ではありません。 されるまでの間、審議の参考に供するための |議事速報(未定稿)は、 正規の会議録が発 未 行
- \Diamond 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- \Diamond 受け取られることのないようお願いいたします。 、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と、後、訂正、削除が行われる場合がありますの

聞かれるんですが、プレミアムキャッシュレスフムフライデー、これはまだあったのかという話も 無料クーポンがもらえますよ、こういう宣伝をさいただくとブレンドコーヒーやアイスコーヒーの れているわけです。 二十五日金曜日には、ファミペイで支払いをして ライデーということになりまして、例えば、十月 がほかの団体さんと一緒にやられているプレミア 元資料を見ていただきますと、実は、経産省さん ミペイがトップになったということなんですね d払いがあるんですけれども、これを抑えてファ店頭で使われているスマホ決済は、ペイペイとか ダウンロードしたということを発表されていて、 アプリなんですが、九月末の時点では三百七十万 ファミペイというアプリがあって、 それが、ではどうなっているかというと、お手 . ビニエンスストアのファミリー れども、ここは実は、十一月一日の発表では、 スマホ決済の

てどんな方法があるんだろうということで、ホー じゃ、クレジットカードでチャージをする方法っ をするか、クレジットカードでチャージをするか。 入れて、そして、店頭で、お店で現金でチャージ これは二種類なんですね。アプリをスマホの中に きに、実は、現金をチャージする方法というのは、 ミペイやってみようか、そう思った方が、使うと ムページを見ると、一種類、「ファミマTカード (クレジットカード) のみとなります。 !類だと言っているわけですね。 じゃ、これはお得じゃないか、やはりこのファ

パソコンで支払い方法は変えられますけれども、 り問題だと思います。 んです。このカード一択しかないのは、 方式、リボルビング払いというふうになっている ○**尾**辻委員 会員規約は、残高スライド元利定 ましては理解しているところでございます。 スの還元制度の中に入っているということにつき の設定もできる、こういったものもキャッシュレ いるファミマTカードでございますが、リボ払い マートで利用できるファミペイにひもづけられて いろいろな、もちろん、店頭に行って、 政府が進めているキャッシュレスの 私は そして 額

消費生活センターなんかが問題にして いる

〇尾辻委員 立国社、 〇土屋委員長 尾辻かな子 尾辻かな子です。

についてお伺いをしていきたいというふうに思い 九カ月間のキャッシュレス消費者還元事業のこと な御答弁をいただければというふうに思います。 ちょっと質問時間が短くなっております。 きょうは、十月一日からの消費増税に伴っての

か、これだけちょっとお答えいただいてもよろし ホ決済サービスとか、 ちなみに、大臣は今、キャッシュレスとかスマ お使いになっているかどう

〇衛藤国務大臣 〇尾辻委員 ありがとうございます。 オンの決済については私は利用しておりません。 用しておりますけれども、スマホ、スマートフ クレジットカード等については

こえを利用される方がぐんとふえております。 最近、やはりスマートフォンを使った決済サー きょうちょっと取り上げるのは、 コ

このファミマTカードってどんなカー

F

リボ払い一択になっているんですね。 由に決められる自由返済型のリボ払いカー ですが、ファミマTカードは、お支払い金額を自 見えながら、実は、 ントがあるんだよ、何%多くたまるよ、得だよと ドに対する説明であります。何かいろいろなポイ ットカード株式会社がやっているファミマTカー お支払い方法を見てほしいん ・ドだと。 ポ

ジする方もいらっしゃいますけれども、こういっ リボ払いカード、クレジットカードにつながって でしょうか。 たことになっていることをまず把握されています しまっている、結果的に。もちろん現金でチャー やられているキャンペーン、これは結局のところ、 経産省にまずお聞きします。経産省が各団 体と

〇島田政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど議員の御指摘のございましたファミリー

なので、消費者庁にもお聞きしたいとに私は危惧をしているわけです。リボ払いがふえる結果になるんじゃない

かと非

がでしょうか。 実態把握と注意喚起が必要だと思いますが、いかすので、消費者庁にもお聞きしたいと思います。

知しております。

さむ等の消費生活相談が寄せられているものと承

す。

す。

の注意喚起を図ってきたところでございま
が続き残高がわかりにくくなることについて、利
ちであり手数料がかさむことや、定期的な支払い
定に抑えられる一方で、支払い期間が長くなりが
定に抑えられる一方で、支払い期間が長くなりが
ウ国民生活センターにおいて、月々の支払いが一

えております。
について検討を進めてまいりたいというふうに考省等の関係省庁との連携のもと、必要な注意喚起関する消費生活相談の実態を踏まえまして、経産関する消費生活相談の実態を踏まえまして、経産

○尾辻委員 ぜひ実態把握と注意喚起、お願いし

以上で終わります。ありがとうございました。

- 2 -

a